令和4年度
やまがた社会貢献基金協働助成事業
【一般型】

募 集 要 項

やまがた社会貢献基金
Yamagata Social Contribution Fund

目　　次

■ 共通事項
１　目的・趣旨　・・・・・　１
２　応募団体の資格　・・・・・　１
３　募集する事業・補助金額　・・・・・　２
４　応募方法　・・・・・　５
５　審査方法　・・・・・　５
６　助成事業の流れ　・・・・・　６
７　留意事項等　・・・・・　７

■ 重点課題テーマ及び県政課題テーマ　・・・・・　８

■ 応募書類
〇　様式
企画提案書（様式第１号）　・・・・・　16
事業計画書（様式第２号）　・・・・・　17
収支計算書（様式第３号）　・・・・・　18
〇　記入例　・・・・・　19

■ 協働助成事業Ｑ＆Ａ　・・・・・　22

■ 資料（ＳＤＧｓの17の目標）　・・・・・　26

【応募書類提出先・問合せ先】
〒990－8570　山形市松波二丁目８番１号（山形県庁２階）
山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課
県民活動・防災ボランティア支援室
［電　　話］　０２３－６３０－３１５７（直通）
［ファクシミリ］　０２３－６２５－８１８６
［電子メール］　yshohianzen@pref.yamagata.jp
［ホームページ］　https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/npo/kikin/index.html

令和４年度やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）募集要項
共通事項

１　目的・趣旨

「やまがた社会貢献基金」は、誰もが安心して暮らせる住み良い地域社会をつくるため、社会や地域に貢献したいという想いを持った県民や企業等からの寄附金と県の拠出金で造成しました。

この基金を活用して、ＮＰＯと多様な主体が協働しながら社会や地域の課題解決に取り組む社会貢献活動の企画提案を募集し、補助します。

２　応募団体の資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する団体とします。

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）又は任意団体

① 主として社会貢献活動を行う民間の団体であり、県内で原則１年以上にわたり継続的に活動していること

② 主たる事務所の所在地及び活動を行う主たる区域が山形県内であること

③ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること

④ 県税その他租税を滞納していないこと

⑤ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと

⑥ 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと

⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと

⑧ 団体の役員の全員が次に該当しないこと

- 成年被後見人又は被保佐人
- 破産者で復権を得ないもの
- 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から２年未満の者
- 特定非営利活動促進法もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から２年未満の者
- 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）、関係者
- 設立認証を取り消されたＮＰＯ法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から２年未満の者

(2)「山形県社会貢献活動促進基金実施要領」に基づき団体支援助成事業の実施団体として登録されているＮＰＯ法人又は任意団体

３　募集する事業・補助金額

(1) 募集する事業・補助金額

募集する事業は、次のとおりです。
なお、応募は１団体につき１提案までとします。

部　　門	重点課題部門	県政課題部門	自由提案部門
事　　業	重点課題を踏まえ県が設定したテーマ※1に対し、ＮＰＯが事業を提案。	県政課題を踏まえ県が設定したテーマ※1に対し、ＮＰＯが事業を提案。	地域や社会の課題を踏まえ、ＮＰＯが事業を提案。
件　　数	２～４件程度	あわせて８件程度	
補助金額	テーマで設定する金額	１件あたり 50 万円以内	
	補助金の額は、補助対象経費のうち、部門毎に設定する上記の金額を上限とし、予算の範囲内で決定します。		
事業実施期間	事業の採択日から令和５年２月末日まで		
提案内容	○　自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした独自性の高い事業であること。 ○　ＮＰＯと県との協働※2により実施される事業であること。 （ＮＰＯと県とが協働し、効果的に事業を実施するため、事業の内容について担当課と相談のうえ、企画提案してください。）		

※１　重点課題テーマ及び県政課題テーマはＰ８～15 をご覧ください。

※２　この募集要項でいう「協働」とは、共通の目的を達成するために、各主体がお互いの特性を認識・尊重し合い、意思の疎通を図りながら、共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係をいいます。

【県との協働の形態（例）】

「共催」　：ＮＰＯと県が主催者となって、共同で一つの事業を行う。

「実行委員会・協議会」　：ＮＰＯと県で実行委員会・協議会等を構成し事業を行う。

「事業協力」　：ＮＰＯと県との間で、それぞれの特性を活かせるよう役割を分担し、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う。

「情報の提供」　：ＮＰＯと県が互いに持っている情報を提供し、共有しあいながら事業を行う。

「後援」　：ＮＰＯが行う事業に対して県が名義後援を行い、事業を行う。

県では、「第４次山形県総合発展計画」の推進を通して、国際連合サミットで採択された SDGs※の実現に貢献していくこととしています。

SDGs の理念を意識し、複数の目標の達成に貢献する事業をご提案ください。

事業実施及び成果報告等において、SDGs の取組みを「見える化」し周知することで、採択団体の活動が県民の理解促進につながるとともに、多様な主体による協働の取組みを促進します。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年９月の国際連合サミットで採択された、2030 年までの達成を目指す国際社会全体の目標です。

17 の目標（ゴール）と 169 の指標（ターゲット）から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

≪応募できない事業≫

① 社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業。
- 営利を目的とする事業
- 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- 政治、宗教に関わる事業

② 国や県、市町村から補助又は委託を受けている又は受ける見込みの事業。

③ 過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体において、同じ事業内容で２回助成を受けたことのある事業。
ただし、重点課題部門についてはその限りではない。

(2) 補助対象経費

区　　分	内　　容
謝　　金	外部講師等に係る謝金 （一人当たり 10 万円以内）
旅　　費	職員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費 （印刷物に係るデザイン料を含む。）
消耗品・材料購入費	消耗品・材料等の購入費 （単価５万円未満のものに限る。）
通信運搬費	宅配・郵送料等
保　険　料	ボランティア保険等
使　用　料	会議室等の賃借料及びリース・レンタル料
人　件　費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員の賃金、社会保険料等 （補助対象とできる額は補助金額の３割以内。ただし、主たる事業内容が相談、調査等で特に人的資源を要すると認められる場合は６割以内。）
委　託　費	団体が直接実施することが困難な内容（専門的な知識・技術を要するもの）について、事業の一部を委託するために要する経費 （補助対象とできる額は補助金額の２割以内。）
そ　の　他	その他知事が必要と認める経費

※　次の経費は補助対象外となります。

・　財産形成につながる工事請負費、備品購入費（単価５万円以上の物品等）
・　汎用性が高く、目的外使用になり得るものの購入経費（パソコン等）
・　飲食代等の食糧費（事業に必要な食材等購入は補助対象の場合あり。要事前相談。）
・　団体が運営上必要とする経費（事務所の賃借料や光熱水費等）

４　応募方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課まで、電子メール、郵送又は持参により提出してください。

(1) 募集期間

令和４年２月 18 日（金）から３月 28 日（月）まで
（郵送の場合は締切当日必着）

(2) 提出書類

次の書類を作成し、１部提出してください。

① 企画提案書（様式第１号）
② 事業計画書（様式第２号）
③ 収支予算書（様式第３号）
④ 添付書類
　イ 団体の定款・規約・会則等
　ロ 最新の役員名簿
　ハ 現年度の団体の事業計画及び予算書
　ニ 前年度の団体の決算書
　ホ その他参考資料（団体を紹介した新聞記事など）※Ａ４判片面３枚まで

※ 様式各号は、県のホームページからダウンロードできます。
※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。
※ 提出書類はすべて片面印刷とし、ホチキス止めはしないでください。なお、電子メールで提出する場合は、提出書類を全てＰＤＦにしてください。

５　審査方法

(1) 審査機関

外部有識者等による第三者機関である山形県ＮＰＯ推進委員会における審査を経て、県が補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

(2) 審査方法

公開プレゼンテーションによる審査を踏まえ決定します。

※ 応募者多数の場合、書面による事前審査を行い、公開プレゼンテーションの対象事業をあらかじめ選定する場合があります。
※ 公開プレゼンテーションは、オンライン会議ツールＺｏｏｍにより行います。

(3) 審査項目

① 県政課題解決への貢献性（重点課題部門・県政課題部門）
重点課題・県政課題の解決に資する内容となっているか。

② 事業の公益性・必要性（自由提案部門）
提案されたテーマ及び事業は、社会に必要なものか。公益の増進に資するか。

③ ＮＰＯならではの独創性・先進性
課題解決を図る手法等には、他の模範となるような独創性や先進性があるか。

④ 協働の必要性
課題解決のために県との協働という手法をとることが適当か。

⑤ 事業の実現可能性
団体には、計画を実現できるだけの体制があるか。
提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。

⑥ 事業の継続性・発展性
今後も自立的に継続して行われる事業か。また、発展が見込まれる事業か。

⑦ 積算内容の妥当性
費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。

６　助成事業の流れ

① 事業の公募	令和４年２月 18 日（金）から３月 28 日（月）まで
② 事業の審査	５月（予定） ※　公開プレゼンテーションによる審査会を開催
③ 採択決定通知	５月下旬（予定）
④ 事業実施説明会	６月（予定） ※　事業実施にあたっての注意事項等を説明
⑤ 補助金の交付申請	６月（予定）
⑥ 補助金の交付決定	７月（予定）
⑦ 事業実施	事業の採択日から令和５年２月末日まで ※　採択された事業計画書に沿って事業を実施 ※　資金計画に応じ概算払いをすることができます
⑧ 実績報告	事業完了後 15 日以内に実績報告書を提出
⑨ 額の確定・精算払	実績報告書の内容等を確認後、補助金の額を確定し、精算払
⑩ 成果報告会	令和５年度中（予定）

7　留意事項等

(1) 選定された団体の責務

「山形県補助金等の適正化に関する規則」及び「山形県ＮＰＯ活動促進補助金交付要綱」の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

(2) 情報公開への同意

提案事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、ホームページ等により公表します。

(3) 県の担当課との協働

本事業は「県との協働事業」として募集します。事業応募時に提出する「事業計画書（様式第２号)」は、具体的な協働形態・内容が分かるように記載してください。また、事業実施にあたっては、県の担当課と緊密に連携を取り、事業の進捗状況等について共有してください。

(4) 補助事業の実施に係る前提条件

本事業は令和４年度当初予算の成立が前提となります。

(5) その他

① 事業実施後は、事業評価を行い活動報告書を提出していただきます。また、成果報告会（令和５年度中に開催予定）において、活動内容及び成果について発表していただく場合があります。

② 事業実施中及び実施後において、「やまがた社会貢献基金」の普及啓発にご協力をお願いします。

③ 「やまがた社会貢献基金」は県民や企業等からの寄附により運営していることから、県の寄附募集活動の実施にあたり、事業実施団体として協力いただく場合があります。

④ 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意するとともに、政府または県の各種要請に従い、必要に応じて計画の変更、廃止等の対応を行っていただきます。

（参考）山形県新型コロナウイルス感染症に関連するポータルサイト

https://www.pref.yamagata.jp/020072/bosai/kochibou/kikikanri/covid19/coronavirus.html

令和４年度やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）

「重点課題部門」及び「県政課題部門」募集テーマ一覧

重点課題テーマ

県民活動の活性化に向けた体制づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

県政課題テーマ

１　県民の防災（自助・共助）意識の向上のための防災教育・啓発の推進　・・・・　10

２　「エシカル消費」の普及・啓発の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

３　災害時におけるボランティアやＮＰＯ等による円滑な支援活動の実施　・・・・　11

４　ＮＰＯ・ボランティア活動への参加促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

５　ＮＰＯ活動におけるＩＣＴ化支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

６　湧水を活かした地域づくり活動の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

７　地域における自殺対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

８　アクティブシニア等を対象とした介護の理解促進　・・・・・・・・・・・・・・　13

９　介護に対するイメージアップの促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

10　外国人と介護職、地域住民との出会い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

11　科学との触れ合いの場の提供による子どもたちの「科学する心」の醸成　・・・　14

12　民俗芸能をはじめとした文化財に関する学びを通した、継承の基盤強化　・・・　14

13　最上管内医療施設等の医療従事者等採用を目的とした情報発信力向上支援　・・　15

14　デジタル社会における未来の図書館を考える　・・・・・・・・・・・・・・・・　15

重点課題テーマ

県民活動の活性化に向けた体制づくり

趣　　旨	多様化する地域社会の課題を解決するには、行政だけの対応では困難になっており、ＮＰＯの柔軟かつ機動的な対応や地域の実情に即したきめ細かい活動に大きな期待が寄せられています。 また、そのなかで多様に変化する地域ごとのニーズに対応するため、行政、ＮＰＯ等、住民、企業等が一体となって、検討していく場（ネットワーク）の形成が必要となってきます。 県内のＮＰＯ中間支援組織が、行政、NPO 等、住民、企業等のネットワークをつくることで、新たな地域課題に対応していくことができます。 ＮＰＯ中間支援組織の機能を強化するとともに、多様な関係者のネットワークの形成のための事業を募集します。 ※　補助金額 ・ＮＰＯ中間支援組織の機能強化の場合　上限 100 万円 ・ネットワークの形成を同時に行う場合　上限 200 万円 ※　企画提案及び採択状況によっては県と協議させていただく場合があります。
想定される協働相手	ＮＰＯ活動を支援するＮＰＯ（中間支援組織）を想定しています。
具体例（協働形態）	①　ネットワーク形成のための会議開催：学習会、関係づくりワークショップ等《共催、情報の提供》 ②　組織運営体制強化への支援：人材育成・助成金獲得等《共催、情報の提供》 ③　特定非営利活動促進法及び関係法制度の理解促進：法制度の普及・啓発《共催、情報の提供》 ④　自己評価システムの導入支援《共催、情報の提供》 ⑤　中間支援組織合同研修会等の実施《共催、情報の提供》
担　　当	消費生活・地域安全課　023-630-3238　／　室長補佐　鈴木　千夏

県政課題テーマ

１　県民の防災（自助・共助）意識の向上のための防災教育・啓発の推進

趣　　旨	近年、甚大な自然災害が日本全国で頻発しており、本県においても、いつそのような大災害が発生してもおかしくない状況にあります（30 年西日本豪雨、北海道胆振東部地震、元年東日本台風、２年７月最上川水害　等）。 こうした中で、命を守り、被害を最小限にとどめるには、国、自治体等による公助の取組みに加え、県民一人ひとりが自助の意識を持ち、「自らの命は自らが守る」「地域の安全は地域みんなで守る」精神で防災・減災に取り組んでいただくことが必要となります。 防災意識を育み、将来に繋いでいくため、また、地域防災に多様な視点を反映させるため、子どもや若者、女性に向けた防災教育・啓発が必要です。
想定される協働相手	防災やまちづくり等に取り組むＮＰＯ等の団体で、防災・減災に高い知見・経験を持ち、活動している団体を想定しています。
具体例（協働形態）	①　児童・生徒等向け防災検定や各種防災コンテスト等の開催《共催、公の施設・労力の提供》 ②　女性や学生等の若年層等の防災士資格の取得を促進するためのＰＲ活動・イベント等の実施《共催、公の施設・労力の提供》 ③　地域における地区防災計画の作成支援・指導（研修会の開催等）《共催、公の施設・労力の提供》 ④　地域や学校等を対象とした避難所運営訓練の実施・指導《共催、公の施設・労力の提供》 ⑤　学校や職場等を対象とした防災出前教室や防災訓練等の開催《共催、公の施設・労力の提供》 ⑥　映像等による防災教育教材の開発・作成、公開・配布等による啓発の実施《共催、公の施設・労力の提供》
担　　当	防災危機管理課　023-630-2671　／　防災指導主査　後藤　藤生

２　「エシカル消費」の普及・啓発の推進

趣　　旨	エシカル消費（倫理的消費）とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動です。 私たち一人ひとりが、社会的課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために自分に何ができるのか考えてみることが、エシカル消費の第一歩です。 エシカル消費を県民に広く普及・啓発することで、持続可能な社会づくりに主体的に取り組む意識の醸成を図ります。
想定される協働相手	将来の世代や、内外の社会経済情勢及び地球環境への影響を懸念し、持続可能な社会の形成を意識した消費行動の普及・啓発に関心をもって、積極的に研修会などを企画・実施している消費者団体、ＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　エシカル消費をテーマとした講演、研修会、ワークショップ等の開催《情報の提供、後援、事業協力》 ②　エシカル消費をテーマとしたイベントの開催、ブース出展、パネル・商品等の展示等《情報の提供、後援、事業協力》 ③　エシカル消費をテーマとした教材（例：かるた、すごろく等）の制作《情報の提供、後援、事業協力》 ④　エシカル消費をテーマとした啓発動画等の制作《情報の提供、後援、事業協力》
担　　当	消費生活・地域安全課　023-630-3239　／　消費生活相談主査　鈴木　寛子

３　災害時におけるボランティアやＮＰＯ等による円滑な支援活動の実施

趣　　旨	災害時、被災者の生活復旧や被災地の早期復興には、ボランティアによる支援が極めて大きな役割を果たします。これらに寄与する人材・団体の育成や、専門知識の普及啓発、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ等の連携強化など、災害ボランティア活動の円滑な実施を促進するような企画提案を募集します。
想定される協働相手	災害ボランティア活動を行う人材育成などに取り組んでいるＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　災害ボランティア活動に参加する際の基本的な注意事項等を学ぶ研修会の開催《共催、情報の提供》 ②　災害時のボランティア活動や防災について日頃から取り組んでいる団体等を対象とした、被災者の多様なニーズに対応できる専門的知識を学ぶ研修会の開催や訓練等の実施《共催、情報の提供》 ③　県内外の団体等による活動ノウハウや資機材整備状況などの情報共有を図るための、関係機関間の意見交換会の開催やネットワークづくり《共催、情報の提供》
担　　当	消費生活・地域安全課　023-630-2122　／　防災ボランティア支援専門員　今野　智

４　ＮＰＯ・ボランティア活動への参加促進

趣　　旨	人口減少により地域のつながりが希薄化するなか、ボランティア・ＮＰＯ活動により、地域課題への対策が期待されております。 一方で、ボランティアやＮＰＯ活動は、善意による自主的に行うものであるため、県民一人ひとりの参加のための意識づくりを行い、活動の広がりが必要となります。 自主的な活動を行っているボランティア・ＮＰＯが、機運醸成のための事業を行うことで、参加拡大を図ることができます。
想定される協働相手	多様な分野で活動しているＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　ボランティア・ＮＰＯ活動に関心を持ち、参加のきっかけとなるような啓発活動や学習会、講座等の開催《共催、情報の提供、会議室の貸与》 ②　ボランティア・ＮＰＯ活動の事例紹介や実践者との交流会等の開催《共催、情報の提供、会議室の貸与》 ③　ボランティア・ＮＰＯ活動に参加したことがない人のつながりづくりのためのワークショップの開催《共催、情報の提供、会議室の貸与》
担　　当	消費生活・地域安全課　023-630-3238　／　室長補佐　鈴木　千夏

５　ＮＰＯ活動におけるＩＣＴ化支援

趣　　旨	新型コロナウイルス感染症の影響により、ＮＰＯ活動は非対面型、非接触型のサービスが求められるようになっています。この変化で、ＷｅｂやＳＮＳにより提供される機会が増加しましたが、インターネットの環境により、活動のなかでＩＣＴの格差が生じることがあります。 ＮＰＯ団体がサービスを提供する際や、そのサービスを受ける際でもＩＣＴの知識が必要となるため、ボランティア・ＮＰＯ活動の全体で、ＩＣＴ化の必要なスキルの取得を推進することが必要です。
想定される協働相手	ＩＣＴ技術の普及啓発に取り組んでいるＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　ＮＰＯ活動におけるＷｅｂ会議やＳＮＳ活用についての講座等の開催《共催、情報の提供、会議室の貸与》

	②　ＮＰＯ活動におけるＩＣＴ活用についての相談受付、アドバイザーの派遣《共催、情報の提供、会議室の貸与》 ③　ＮＰＯ等が実施する事業等の参加者に対してのデジタル化の講座《共催、情報の提供、会議室の貸与》
担　　当	消費生活・地域安全課　023-630-3238　／　室長補佐　鈴木　千夏

６　湧水を活かした地域づくり活動の促進

趣　　旨	本県は、山岳資源や滝、河川、ブナの原生林などとともに、清らかな湧水など自然豊かな環境に恵まれている一方で、その活用や情報発信が政策課題となっています。 県ではH27から「里の名水・やまがた百選」事業により、地域の優れた湧水を名水として選定し、水環境の保全と地域おこしや観光資源への活用を目指しています。地域の湧水は、水辺の見栄えを良くしたり効果的な情報発信を行ったりすることで、その価値を高め、地域おこしのツールや観光資源の一つとして位置づけられるようになります。 湧水を観光資源として活用できる素材に磨き上げる活動は、地域を知る住民や民間団体によって行われることが望ましく、今後力を入れていく必要があります。
想定される協働相手	地域の湧水を、その立地状況を最大限に活かして街の立ち寄りスポットとして、あるいはトレッキング途中の清涼スポットとしてなど、湧水（とその周辺）の価値を高める取組み（水辺の環境整備として、歩道、標識、水汲み場等の整備など）を行う地域づくり活動団体や湧水保全団体、観光関係団体等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　水辺の環境整備として歩道、標識、水汲み場等の整備の実施《情報の提供、企画立案への参画》 ②　湧水を活用したトレッキングや健康づくりなどのイベント事業の開催《情報の提供、企画立案への参画》 ③　湧水の水環境をＰＲする動画の制作及び動画を活用した周知啓発の実施《情報の提供、企画立案への参画》
担　　当	水大気環境課　023-630-2204　／　課長補佐（水環境担当）　齊藤　健二

７　地域における自殺対策の推進

趣　　旨	本県の人口10万人あたりの自殺者数は、全国と比較すると高い状況にあることから、様々な視点から対策を講じるため、自殺対策に取り組む又は取り組もうとする民間団体を掘り起こし、県や市町村と協働で自殺対策を推進していく必要があります。
想定される協働相手	県内で自殺対策に取り組むＮＰＯ等、保健・福祉等に関わる事業（フリースクール、ひきこもり支援など）を行っているＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　公民館等での困りごと相談《共催、情報の提供》 ②　自殺予防に関するシンポジウムの開催《共催、情報の提供》 ③　自殺予防に関する街頭キャンペーン（啓発活動）《共催、情報の提供》
担　　当	地域福祉推進課　023-630-2268　／　主査　深瀬　健介

８　アクティブシニア等を対象とした介護の理解促進

趣　　旨	平均寿命の延伸により「人生 100 年時代」とされる中、シニアがやりがいを持ち、活躍できる社会が必要とされています。少子高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年が目の前に差し掛かっていることからも、当該世代の協力が必要不可欠となっています。 しかし、アクティブシニアの方々の中には、「家族の介護をしなければならないが何をしたら良いかわからない」、「介護業界がどういったことをしているか知らない」など、理解不足により漠然とした不安をもっている現状があります。 そのため、アクティブシニア層に対しては、介護業界でも自分の経験・スキル（配膳・掃除など）を役立てることができるということを認識していただき、介護業界の就労につなげることが必要です。 やりがいを持ってもらうことで、介護予防や認知症予防にもつながることがあると同時に、介護への理解促進を図るものです。
想定される協働相手	アクティブシニア等をターゲットとした事業に取り組んでいるＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　アクティブシニアを対象とした、正しい介護の理解を目的としたワークショップ等の開催《共催、後援、情報提供》 ②　介護現場を知ってもらうための職場見学、インターン体験の開催《共催、後援、情報提供》
担当課	高齢者支援課　023-630-2189　／　主事　富樫　花奈恵

９　介護に対するイメージアップの促進

趣　　旨	少子高齢化を背景に、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、介護職員の確保が喫緊の課題となっています。 しかし、介護の仕事は、現場の職員は「やりがいがある」と感じている一方、世間では「汚い」「つらい」「給料が安く誰でもできる」等のマイナスイメージが先行しており、現場の認識や実態とのギャップが生じています。 また、介護の仕事に就くことを希望していても、先生や家族が反対し、別の仕事に就く、といったこともあります。 将来にわたり介護職員を確保し、質を保って介護サービスを提供していくためには、介護に関する理解を深め、マイナスイメージを払拭し、介護に対する興味関心の向上や魅力の向上を図る取組みが必要となります。
想定される協働相手	介護人材の確保や介護のイメージアップに関する事業に取り組んでいるＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　介護現場で働く職員と、介護に興味のある学生や教育関係者等の他職種を対象に、魅力ある職場づくりをテーマにしたワークショップ等の開催《共催、後援、情報提供》 ②　地域住民等を対象とした、介護施設・事業所の役割を理解するためのイベント等の開催《共催、後援、情報提供》
担　　当	高齢者支援課　023-630-2189　／　主事　富樫　花奈恵

10　外国人と介護職、地域住民との出会い

趣　　旨	少子高齢化を背景に、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、介護職員の確保が喫緊の課題となっています。 そのため、外国人介護人材の参入が求められてきていますが、外国人が山形県に定住し介護職として就労していくためには、同じ介護職や地域住民とも顔なじみとなり、地域行事に参加するなど、外国人の方に山形県が住みやすい土地であると思ってもらえるような風土の醸成を図る必要があります。 また、コロナ禍で更に交流の機会が少なくなっている中、母国から離れ日本で働いている外国人介護人材に対し、不安払拭や介護に対する意識向上を図ることで、介護人材としてのさらなる活躍が期待できます。
想定される協働相手	外国人の交流事業に取り組んでいるＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　外国人と地域住民等との交流会・ワークショップ等の開催《共催、後援、情報提供》 ②　介護への理解を深めるための体験型イベント等の開催《共催、後援、情報提供》
担　　当	高齢者支援課　023-630-2189　／　主事　富樫　花奈恵

11　科学との触れ合いの場の提供による子どもたちの「科学する心」の醸成

趣　　旨	本県産業において人材不足が深刻な問題となる中、人材の確保・育成に向けた取組みが強化されています。当課では、その一環として科学技術分野を担う人材育成を目的に、産業科学館の運営など子どもたちに科学との触れ合いの場を提供する事業を行っています。この取組みをさらに拡大し効率的に進めるためには、県内で科学普及活動を行っている団体と協働で子どもたちに働きかけていく必要があります。
想定される協働相手	子ども向けの多彩な科学実験提供の実績がある団体を想定しています。
具体例（協働形態）	①　科学・産業体験イベントの開催《共催》 ②　県内で開催されるイベント等における科学実験ブースの出展《後援》
担　　当	工業戦略技術振興課　023-630-2192　／　主査　平塚　達也

12　民俗芸能をはじめとした文化財に関する学びを通した、継承の基盤強化

趣　　旨	本県には地域にのこる貴重な文化財が数多くありますが、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、さらには感染症の世界的な拡大等により、その継承が難しくなってきているケースがみられています。 文化財の継承の基盤強化にあたっては、子どもたちが民俗芸能をはじめとした文化財に触れる機会や、そこに居住する方々が学ぶ機会を創出する等、積極的に担い手の育成を図っていく必要があります。
想定される協働相手	各地域にのこる民俗芸能をはじめとした文化財は、個々に異なる特徴をもっており、活用を図りながら担い手を育成するには、現状や歴史的背景に関する知識が必要となるため、地域で活動しているＮＰＯ等を想定しています。(各地域の民俗芸能保存会及び関係団体、各地区にある郷土史会、各地区の町内会等)
具体例（協働形態）	①　民俗芸能をはじめとした文化財に触れることができる体験学習会や公開講座、ワークショップ等の開催《労力の提供、情報の提供、後援》 ②　県民への民俗芸能鑑賞機会の提供《労力の提供、情報の提供、後援》
担　　当	文化振興・文化財活用課　023-630-3341　／　文化財活用主査　本木　誉司

13　最上管内医療施設等の医療従事者等採用を目的とした情報発信力向上支援

趣　　旨	最上地域では医師や看護師等の医療従事者不足が深刻であり、最上地域の病院、診療所、介護施設等を対象とした「看護職員の採用状況に関するアンケート調査」(R3.11 実施）では、34.4%の施設が体制上不足していると回答（93 施設のうち 32 施設が体制上不足と回答）しています。 各医療施設等においては、具体的に、ハローワーク、ナースセンター、人材派遣会社等を通した求人を行っているものの、対象者へのアピールが弱く、十分な人材確保につながっていない状況です。 他地域では最上地域よりも積極的かつ多岐な情報発信を県内に留まらず行っているため、医療施設等の人材確保に向けた情報発信力を高めることにより、最上地域の医療を支え、地域を支える医療従事者等の確保につなげる必要があります。
想定される協働相手	最上管内医療施設等の情報発信力の向上が目的であるため、最上地域の医療施設等の事情に精通し、また、効果的な情報発信についてのノウハウがあるＮＰＯ法人等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　効果的な情報発信の手法についての研修会（例えば、地域おこし協力隊から学ぶ)《共催》 ②　情報発信する内容（魅力的な職場づくり、勤務環境など）についての研修会《共催》 ③　最上管内医療施設等の情報を一体的に発信《共催》 ④　「最上地域の医療施設等のしごと」「最上地域の暮らし」オンライン体験ツアー（複数施設まとめて）や企業説明会の開催《共催》
担　　当	最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課　0233-29-1257　／　企画調整主査　庄司　里江

14　デジタル社会における未来の図書館を考える

趣　　旨	県立図書館では、デジタル化やＩＣＴの活用によって、県民が図書館サービスを等しく享受できる環境づくりを進めています。 ＮＰＯとの協働による具体的な取り組みを通して、デジタル社会における未来の図書館を一緒に考案したいと考えています。
想定される協働相手	地域情報サイトの運営や情報化推進など、すでにＩＣＴ関連の事業を積極的に行っているＮＰＯ等、ＩＣＴに関するノウハウを持っているとともに、デジタル社会の変化の先を見据えられる柔軟な発想を持ったＮＰＯ等を想定しています。
具体例（協働形態）	①　県立図書館のＩＣＴ機能（アクティブラーニングルームなど）を活用した講座等の開催《企画立案・実施への参画》 （例）電子会議システムを活用し、県内施設をつないだオンラインイベントの開催など ②　県立図書館で開催する自作紙芝居や各種講座、企画イベント等の協働によるアーカイブ化と、県民が使いやすい二次利用の検討《企画立案・実施への参画》 ③　その他、ＩＣＴを活用した図書館らしい企画イベント等の開催《企画立案・実施への参画》
担　　当	山形県立図書館企画課　023-631-2523　／　図書館活性化主査　吉田　朋美

（様式第1号）

企画提案書

募集要項に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提案書を提出します。

重点課題テーマ又は 県政課題テーマ	※自由提案部門の場合は記入不要			
事業名				
事業費	総事業費	円	うち希望補助金額	円
関連するSDGsの目標（番号）				

申請者【団体概要】	ふりがな 団体名		□特定非営利活動法人　□任意団体　←該当する方をチェックしてください。↓ 「やまがた社会貢献基金」の助成を受けたことがありますか。　□ある（　回）　□ない
	所在地	郵便番号	
		住所	
	代表者	役職名	
		ふりがな 氏名	
	活動開始年月		昭和・平成・令和　　年　　月から
	主な活動地域		
	会員数		
	活動目的		
	活動実績		
	事業（会計）年度		月　　日　から　　月　　日　まで
	令和4年度に補助・助成を受ける(予定を含む)補助金・助成金		※提案事業において補助・助成を受ける（予定を含む）補助金・助成金の名称、金額
連絡先	担当者	役職名	
		ふりがな 氏名	
	通知等送付先	郵便番号	
		住所	
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。
		FAX番号	
		メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いか、チェックしてください。**書類は全てA4判の片面印刷**とします。

- □ **事業計画書（様式第2号）**
- □ **収支予算書（様式第3号）**
- □ **団体の定款・規約・会則等**
- □ **団体を紹介した各種記事など**（必要に応じて**Ａ４判３枚**まで）
- □ **最新の役員名簿**
- □ **現年度の団体の事業計画書・予算書**
- □ **前年度の団体の決算書**

（様式第2号）

事業計画書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業名	
事業実施期間	事業採択決定の日　から　令和　　年　　月　　日　まで
事業目的	・地域における課題とその背景、事業の目的
事業内容	・具体的な事業内容（いつ、どこで、何を、どのように（誰を対象に）、事業の公益性・必要性） ※独創性・先進性のある事業の場合は、その点についても記載してください。
実施体制	・責任者、担当者、事業に従事するスタッフ数、協働相手、協働形態・具体的な内容
スケジュール	・実施に向けたスケジュール（予定） 時期　　内容 ・ ・ ・ ・ ・
事業効果	・どのような成果をあげられるか、具体的に記入してください。
関連するこれまでの取組み	・これまでの取組みの成果・反省点とそれを踏まえた工夫の内容
今後の展望	・今後、事業としてどのように成り立たせていくか。

※文字サイズは11ポイント以上とし、1ページ以内に収まるよう簡潔に記入してください。

（様式第3号）

収支予算書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 収入の部　　（単位:円）

区　分	予算額	内訳
県　補　助　金		
当該事業による収入		
そ の 他 収 入		
自　己　資　金		
計		

2 支出の部　　（単位:円）

区　分	予算額	内訳
謝金		
旅費		
印刷製本費		
消耗品・材料購入費		
通信運搬費		
保険料		
使用料		
人件費		
（委託費）		
（その他）		
補助対象経費計		
補助対象外経費計		
合計		

※支出の部の区分は、募集要項3(2)の「補助対象経費」に基づき記入してください。
※補助対象外経費がある場合は、補助対象経費と分けて記入してください。
※旅費、人件費等の積算根拠について、団体の規程等を確認させていただく場合があります。

【記入例】

（様式第1号）

企画提案書

募集要項に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提

募集要項を確認して、企画提案する重点課題テーマ又は県政課題テーマ名を記入すること（自由解題部門の場合は記入不要）

重点課題テーマ又は県政課題テーマ	※自由提案部門の場合は記入不要 １　○○○美化活動の持続可能な展開		
事業名	花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動		
事業費	総事業費　500,000　円	うち希望補助金額	300,000 円
関連するSDGsの目標（番号）	11、12、15		

事業内容を簡潔に表す事業名を考えて記入すること

SDGsの17の目標（26頁参照）のうち、事業に関連する主な目標を番号で記入すること

申請者【団体概要】	ふりがな 団体名		おもいをつなぐやまがたしゃかいこうけんのかい 想いをつなぐやまがた社会貢献の会 □特定非営利活動法人　☑任意団体　←該当する方をチェックしてください。↓ 「やまがた社会貢献基金」の助成を受けたことがありますか。　☑ある（1回）　□ない
	所在地	郵便番号	○○○－○○○○
		住所	山形市松波○－○－○
	代表者	役職名	会長
		ふりがな 氏名	やまがた　たろう 山形　太郎
	活動開始年月		昭和・平成・令和　１０　年　　５　月から
	主な活動地域		山形市
	会員数		30名
	活動目的		美しい地域づくりと助けあいのまちづくりを目的に活動している
	活動実績		・歩道や公園への花の植栽 ・社会貢献活動を行う団体との交流及び人材の育成
	事業（会計）年度		４月　　１日　から　　３月　　３１日　まで
	令和4年度に補助・助成を受ける（予定を含む）　補助金・助成金		※提案事業において補助・助成を受ける（予定を含む）補助金・助成金 社会貢献活動助成金（○○財団）100,000円
連絡先	担当者	役職名	事務局長
		ふりがな 氏名	こうけん　はなこ 貢献　花子
	通知等送付先	郵便番号	○○○－○○○○
		住所	山形市緑町○－○－○（事務局長自宅）
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。 ○○○－○○○－○○○○
		FAX番号	○○○－○○○－○○○○
		メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。 ○○○@○○○.○○○.ｊｐ

定款・規約等から抜粋して記入すること

申請団体の事業年度を記入すること

提案する事業について行政機関（国等）の補助金と並行して応募することはできますが、当該補助金が決定した場合、やまがた社会貢献基金協働助成事業の提案事業を辞退していただきます。

提出書類の作成担当者など、今後、県からの連絡・問合せ等に対し、窓口になる方を記入すること。上記代表者と同じ場合も、再度記入すること。

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いか、チェックしてください。書類は全てＡ４判の片面印刷とします。

- ☑ 事業計画書（様式第2号）
- ☑ 収支予算書（様式第3号）
- ☑ 団体の定款・規約・会則等
- ☑ 団体を紹介した各種記事など（必要に応じてＡ４判３枚まで）
- ☑ 最新の役員名簿
- ☑ 現年度の団体の事業計画書・予算書
- ☑ 前年度の団体の決算書

【記入例】

（様式第2号）

事業計画書

内容は簡潔に記載すること

団体名　想いをつなぐやまがた社会貢献の会

事業名	花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動
事業実施期間	事業採択決定の日　から　令和　４年　12月　31日　まで
事業目的	・地域における課題とその背景、事業の目的 県内各地では、環境保全や美しい地域づくりを目的に、多くのボランティアによって歩道や公園等に花の植栽活動が行われています。植栽することで、ゴミのポイ捨てが減るばかりでなく、地域活動の活性化にもつながると思います。このことは、子どもから大人まで快適に安心して過ごせるまちづくりというテーマにも合致し、今後の活動を継続していく契機にもしたいと考え、提案するものです。
事業内容	・具体的な事業内容（いつ、どこで、何を、どのように（誰を対象に）、事業の公益性・必要性） ※独創性・先進性のある事業の場合は、その点についても記載してください。 ①花の植栽 6月から１０月の期間中に月１回程度、〇〇市内〇〇地区で、地域住民・企業・学生にも参加を呼びかけて、歩道沿いに花の植栽活動を行います。 ②植栽活動の支援 9月中旬、〇〇市内の〇〇センターにて、植栽活動に取り組みたい、技術を磨きたいという方を対象に、地域の現状を知り、市民が楽しく美化活動するための方法について話し合うワークショップを開催します。 本事業は、自ら植栽活動を行うだけではなく、潜在的な人材である方々に呼びかけて活動に参加してもらう契機を提供する点に独創性があります。また、会員には農業関係者がいるため、花きの専門知識も共有でき、関係団体との協力・連携を深めることで、活動の新たな発展や継続が見込まれます。
実施体制	・責任者、担当者、事業に従事するスタッフ数、協働相手、協働形態・具体 責任者：会長　山形太郎 担当者：スタッフ　基金次郎 事業に従事するスタッフ数：10名 協働相手：山形県〇〇課〇〇係、〇〇〇（株）〇〇部 協働形態・内容：ワークショップを県と共催で実施、実行委員会を構成 ・企業や行政機関の場合は、担当の課係まで記入すること ・協働の形態・内容が分かるように記載すること
スケジュール	・実施に向けたスケジュール（予定） 時期　内容 ５月　・関係者調整（植栽活動を行う場所の検討） ６～１０月　・植栽活動 ７～８月　・ワークショップ開催に向けて実施内容検討、開催案内 ９月　・ワークショップ開催 １１月～　・事業まとめ
事業効果	・どのような成果をあげられるか、具体的に記入してください。 多くの方々から植栽活動に参加していただき、地域をきれいにします。また、ワークショップを開催することで、活動に参加するきっかけづくりを行います。 ・植栽活動参加者　のべ〇〇人、ワークショップ参加者　のべ〇〇人
関連するこれまでの取組み	・これまでの取組みの成果・反省点とそれを踏まえた工夫の内容 地域の歩道や公園への植栽には団体設立時から取り組んでいますが、近年は、会員だけでなく、近隣企業や地域住民の参加も多くなってきました。より多くの方々から参加していただけるよう、地元の大学生に対しても参加の呼びかけを行う予定です。
今後の展望	・今後、事業としてどのように成り立たせていくか この事業で得たノウハウや活動資材、連携団体とのつながりを活かして、事業終了後も継続して事業を実施していく予定です。 各イベントの実施の際には、本会のＰＲを行い、支援者の獲得につなげます。

※文字サイズは11ポイント以上とし、1ページ以内に収まるよう簡潔に記入してください。

【記入例】

（様式第3号）

収支予算書

団体名　想いをつなぐやまがた社会貢献の会

1　収入の部　　（単位：円）

区　分	予算額	内訳
県　補　助　金	300,000	
当該事業による収入	10,000	花苗バザー販売　@50×200個
そ　の　他　収　入	100,000	社会貢献活動助成金（○○財団）
自　己　資　金	90,000	
計	500,000	

参加料収入等が見込まれる場合は、「当該事業による収入」として当該収入額（内訳）を計上すること

民間企業や財団等からの助成金が見込まれる場合は、「その他収入」として当該助成金の額を計上すること

2　支出の部　　（単位：円）

区　分	予算額	内訳
謝金	100,000	花苗手入れの指導料　@10,000×10回
旅費	20,000	スタッフの交通費　@1,000×10回×２名
印刷製本費	10,000	成果報告用パネルの作成　8,000円 報告書作成　2,000円
消耗品・材料購入費	300,000	植栽手入れ用スコップ @5,000円×10本＝50,000円 軍手、ﾊﾞｹﾂなど一式40,000円 園芸機材Ａ　@10,000×15個＝150,000円 園芸機材Ｂ　@20,000×３個＝60,000円
通信運搬費	5,000	事業及びイベント告知等 郵便切手　@84×50＝4,200円 宅配　@800×1＝800円
保険料	5,000	ワークショップイベント保険
使用料	10,000	運搬用トラック借上げ代（１台・１日）
人件費	40,000	機材運搬等に係る人件費 @4,000×10回＝40,000円
補助対象経費計	490,000	
食糧費	10,000	参加者への弁当代 @500×20人＝10,000円
補助対象経費外計	10,000	
合計	500,000	

謝金は一人当たり10万円以内となっているか注意

消耗品等の単価は5万円未満のものとなっているか注意

人件費は補助金額の3割以内（記載例の場合は県補助金30万円の3割以内なので9万円以内）となっているか注意

食糧費は「補助対象外」となるため、補助対象外経費として記載する

※支出の部の区分は、募集要項3(2)の「補助対象経費」に基づき記入してください。
※補助対象外経費がある場合は、補助対象経費と分けて記入してください。

協働助成事業　Ｑ＆Ａ

（応募団体の資格）

Ｑ１　社団法人や財団法人、学校法人、社会福祉法人は応募できますか。

Ａ１　応募できません。ＮＰＯ法人や主として社会貢献活動を行う民間の団体を対象としています。

Ｑ２　団体の設立から１年未満の場合でも、応募できますか。

Ａ２　応募時と異なる名称で活動していた期間がある場合でも、団体の設立目的や活動内容などが同じで実質的に同じ組織とみなされる場合は、その活動期間も通算することができます。通算した結果、１年以上となる場合は、応募することができます。

（補助対象事業）

Ｑ３　団体が継続的に実施している事業でも応募できますか。

Ａ３　応募できます。ただし、やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）の重点課題部門、県政課題部門に応募する場合は、その事業が重点課題、県政課題の各テーマに、協働助成事業（テーマ希望型）に応募する場合は寄附者希望テーマに適合していることが必要です。

Ｑ４　応募できない事業として、「過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体において、同じ事業内容で２回助成を受けたことのある事業」とありますが、どのような場合が該当しますか。

Ａ４　例えば、過去に実施した事業と内容が同じで、実施場所や対象者が異なる場合などが該当します。

Ｑ５　他の補助金に申請中又は申請予定の事業でも応募できますか。

Ａ５　①　申請中又は申請予定の補助金が国、県又は市町村の事業である場合
→　応募することはできますが、やまがた社会貢献基金協働助成事業に採択され、かつ国等の事業でも補助が決定した場合は、やまがた社会貢献基金協働助成事業を辞退していただきます。
②　①以外の民間企業や財団等の助成金の場合
→　応募することができます。ただし、その場合「収支予算書」の収入の部に、当該助成金を計上してください。

Ｑ６　県外を主たる活動地域とする事業でも応募できますか。

Ａ６　応募できません。やまがた社会貢献基金は、社会や地域に貢献したいという“想い”を持った県民の皆さまからの寄附を地域や社会の課題解決に取り組む活動につなぐという趣旨で創設されたものであるため、応募できる事業は、県内を主たる活動地域として行われるものに限定しています。

（事業実施期間）

Ｑ７　いつから事業を開始することができますか。

Ａ７　公開プレゼンテーション審査会における審査を経て、県が補助する事業を決定します。事業は事業の採択日から実施することができます。なお、採択決定については５月下旬を予定しています。

Ｑ８　事業はいつまで完了しなければなりませんか。

Ａ８　事業は令和５年２月末日までに終了していただきます。また、事業に要する経費の支払いについても原則として２月末日まで完了する必要があります。

（補助対象経費）

Ｑ９（全般）事務所の賃借料等の団体の運営上必要な経費は補助対象になりますか。

Ａ９　あくまでも、補助事業に直接必要な経費が対象となります。そのため、事務所の賃借料、光熱水費、インターネットプロバイダー利用料等の経費は補助対象となりません。

Q10（全般）申請書類や報告書類の郵送費、補助金の申請・報告等についての個別相談のための交通費は補助対象になりますか。

Ａ10　事業実施に直接要する経費ではないため、補助対象となりません。

Q11（全般）講師への昼食代は補助対象となりますか。

Ａ11　飲食代、飲料水購入費等は補助対象となりません。なお、子ども達を対象とした郷土料理の伝承など、事業実施に必要な食材費は、消耗品・材料購入費に計上してください。

Q12（謝金）団体の関係者（役員、会員、職員）が講師を務める場合に支払う謝礼金は、補助対象になりますか。

A12　謝金の対象は、外部から招聘した講師等にのみ認められます。団体の関係者が講師を務める場合は、人件費として補助対象となります。ただし、補助対象となる人件費は、補助金額の３割以内（主たる事業が相談・調査等で、特に人的資源を要すると認められる場合は６割以内）の額となります。

Q13（旅費）旅費の単価は、何を根拠に積算すればよいですか。

A13　団体の内規（旅費規程等）又は実費に基づき積算してください。旅費の行程は、経済的な通常の経路及び方法により適切に積算してください。

Q14（消耗品・材料購入費）パンフレットやチラシ等を自分たちで作成する場合、インクの購入費は、補助対象になりますか。

A14　事業実施にあたり必要なものとして購入し使用した場合は、補助対象となります。この場合、消耗品・材料購入費に計上してください。

Q15（人件費）職員の人件費は補助対象になりますか。

A15　事業実施に直接要する経費が補助対象となります。そのため、当該事業に従事した時間分に限り、補助対象となります。ただし、その額は、補助金額の３割以内（主たる事業が相談・調査等で、特に人的資源を要すると認められる場合は６割以内）の額となります。

Q16（人件費）人件費は、何を根拠に積算すればよいですか。

A16　団体の給与規程又は社会通念上妥当な金額で積算してください。
　なお、事業実績報告の際は、従事者及び従事時間について確認できる書類を提出いただきます。

Q17（委託費）団体ではできない動画の編集を他の事業者に依頼する場合、補助対象になりますか。

A17　団体が直接実施することが困難な内容（調査委託、動画編集、Ｗｅｂサイトの作成等）について、他の事業者に委託する経費のうち、事業実施に直接要する経費は委託費の対象となります。ただし、その額は、補助金額の２割以内の額となります。

Q18（その他）その他知事が必要と認める経費はどのようなものがありますか。

A18　企画提案の内容によって異なりますが、例えば謝金等を口座振込で支払いする際の振込手数料などがあげられます。

Q19（収入）参加料を徴収する予定ですが、その参加料収入はどう計上すればよいですか。

A19　参加料収入や作成した印刷物の頒布収入、協賛金収入等が見込まれる場合は、「収支予算書」の収入の部に「当該事業による収入」として当該収入額を計上してください。

（応募書類）

Q20　応募の時点で、前年度の決算が確定していない場合、いつの決算書を提出することになりますか。

A20　直近の決算書（前々年度のもの）を提出してください。また、補助事業として採択された場合は、交付申請書提出時に前年の決算書を提出していただくことになります。

（プレゼンテーション）

Q21　プレゼンテーションはどのような方法で行えばよいですか。

A21　プレゼンテーションはオンライン会議ツールZoomにより行います。プレゼンテーション用の資料（Microsoftパワーポイント、Windowsメディアプレイヤー等）を使用する場合は、Zoomの画面共有機能をお使いください。

　１団体あたりのプレゼンテーションは、審査員からの質疑応答を含め10分程度の予定です。

【資料】

ＳＤＧｓの１７の目標

	（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	（保健） あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。
	（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	（インフラ、産業化、イノベーション） 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	